

西東京市立栄小学校 P T A 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 西東京市立栄小学校 P T A (以下「本会」という)が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T A 役員名簿・会員名簿・行事などの記録及びその他の個人情報データベース(以下「個人情報データベース」という)の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は P T A 役員及び地区委員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者及び取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(周知)

第7条 個人情報取扱いの方法は、栄小学校 P T A のしおり、栄小学校ホームページ等で会員に周知する。

(利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。また当該規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱ってはならない。

- (1) 地区班管理における児童名簿作成のため
- (2) P T A 会費及び P T A 保険の集金業務、管理業務、その他文書の送付のため
- (3) P T A 会員名簿、委員会名簿の作成のため
- (4) 委員選出及び P T A 役員候補者選出、その他の P T A 活動実施のため

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また不要となった個人情報は当該取扱者が単独で廃棄してはならない。廃棄の際は適正かつ速やかに行う。

(保管)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、鍵付き棚に入れ施錠するなど適切な状態で保管する。また電子メールでの送付についてはファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(共同利用)

第12条 本会は、栄小学校と利用目的の範囲内に限り取得した個人情報を以下のとおり共同利用することがある。

- (1) 利用する項目 : 児童氏名、学年・学級
- (2) 利用する者の範囲 : 栄小学校と本会
- (3) 利用目的 : 第8条で定めるとおり
- (4) 管理責任者 : 第3条で定めるとおり

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 本会は、個人情報を第三者(第12条第1号から第4号の場合を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者(第12条第1号から第4号の場合を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示)

第15条 本会は本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第16条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第17条 本会はPTA役員及び正地区委員に対して、定期的に個人データの取扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第18条 本会は個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第19条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、審議機関において審議し承認をもって改定することができる。なお本規則を改定した場合は第7条に定める周知方法をもってPTA会員へ周知するものとする。

附則 本規則は令和2年3月24日より施行する。